

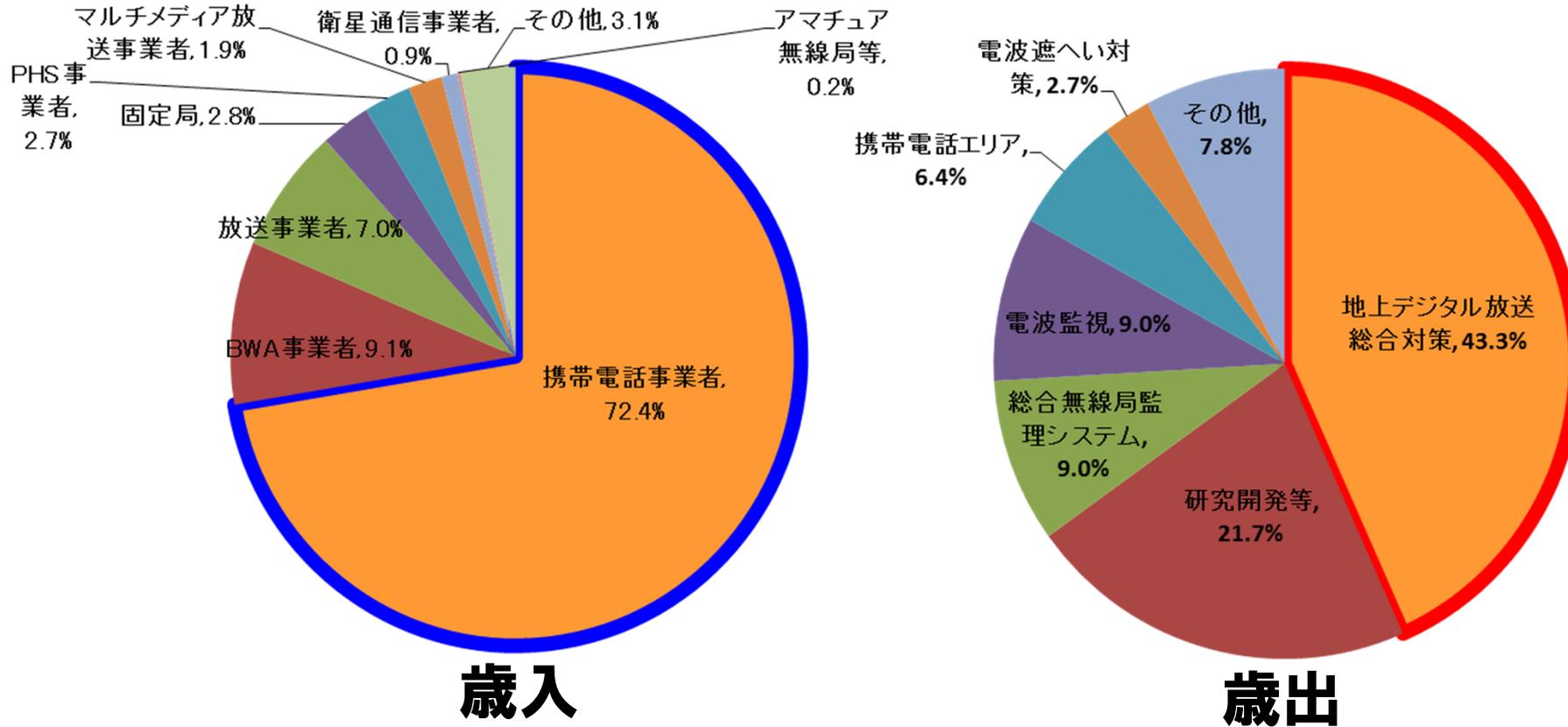
電波利用料の見直しに関する検討会 事業者ヒアリング

2013年4月22日
イー・アクセス株式会社

1. 次期電波利用料の見直しの考え方について

地上テレビジョンに対する特性係数は廃止すべき

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成24年度(補正予算を含む))



携帯電話事業者が72.4%の負担 ⇒ 地デジ対策に43.3%の支出
免許人同士における負担の不公平性を解消する必要がある

地上テレビジョンに対する特性係数は廃止すべき

- 地上テレビジョンは、公共性を理由に特性係数が勘案されている
⇒携帯電話事業者も公共性という点では同等レベルではないか
- 携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数が勘案されていない
⇒放送事業者間でも適用状況が異なっている

国及び地方公共団体の電波利用料免除・減免は廃止すべき

- 国及び地方公共団体が利用する無線局も、電波利用共益事務からの利益を受けていることに変わりはない

電波利用料は帯域に一本化の方向へ

- 個別無線局の利用料があると、それに伴い自動的に電波利用料歳入が増えることとなるが、電波利用共益費用はそれに比例して増えるとは考えにくい

無線LAN基地局からの電波利用料徴収に反対

- **無線LANは、免許不要の小電力のシステム**
⇒ **新たな負担を求める議論は慎重にされるべき**
- **また、提供主体で区別し負担を求めるのは公平性の観点から問題**
- **ICTの発展を阻害する可能性がある**